

平成16年9月28日

報道機関 各位

情報化推進部情報企画課長
河野 登

職員の懲戒処分について

本学職員に対し、別紙のとおり懲戒処分が行われましたので、お知らせいたします。

【問い合わせ先】

広島大学人事部人事グループ人事課長
松本 勤

TEL:082-424-6021

[発信枚数;A4版 2枚(本票含む)]

○[懲戒処分の詳細について](#)

平成16年9月28日

報道機関 各位

広島大学長
牟田 泰三

職員の懲戒処分について

本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分が行いましたので、お知らせします。

このような事件を起こしたことについては、誠に遺憾であり、被害者の方及び社会に対して御迷惑をかけたこととお詫びいたします。今後、二度とこのようなことがないよう、再発防止に努める所存です。

記

1 処分年月日:平成16年9月28日

2 処分内容

- (1) 被処分者: 教務員(34歳・男性)
- (2) 処分の内容: 諭旨解雇
- (3) 処分根拠規定: 広島大学職員就業規則第44条第5号及び第8号
- (4) 処分対象事案等の概要

被処分者(以下「同人」という。)は、平成16年7月21日17時過ぎ、乗合バス内において女性の横に座り身体を密着させた上、脇腹から太股付近を肘で触るなどの行為を行った。

また、同人は、同女性に対し、今回のみならず過去(平成15年7月及び12月)にも同様の行為を行っている。

これらの行為により、同人は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年7月1日広島県条例第15条)違反の罪で広島簡易裁判所に起訴され、常習としていた行為として平成16年7月30日に罰金刑が確定している。

以上